

新MICE施設 PPP/PFI 導入可能性調査業務
公募型プロポーザル提案説明書

平成 30 年 7 月

札幌市経済観光局観光・MICE 推進部

1 業務名

新MICE施設 PPP/PFI 導入可能性調査業務

2 業務の目的

本市では、地域経済の活性化や市内の学術レベルの向上、都市の国際ブランド力向上につながる「MICE」の誘致力を強化するため、平成30年5月に「(仮称)新MICE施設整備基本計画」を策定したところである。

本業務は、上記計画に基づき整備する新たなMICE施設(以下、「新MICE施設」という。)の管理・運営について、従来の公営手法にとらわれず、民間資金の活用による低廉で良質な公共サービスを提供できるPPP/PFI手法等に関して、指定管理者制度や公共施設等運営権制度(以下、「コンセッション方式」という。)等の導入可能性を総合的に調査・検討することを目的とする。

3 契約概要

(1) 契約方法

公募型プロポーザルにより選定された契約候補業者との随意契約

(2) 告示日

平成30年7月2日(月)

(3) 業務委託期間

契約締結の日から平成31年3月29日(金)までとする。

4 予算規模(契約限度額)

10,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)。

※本業務について、上記金額内での提案を募集するものであり、契約予定額ではありません。

5 業務内容

業務内容については、別紙業務仕様書のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点で予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

6 企画提案を求める事項

業務内容を実施するにあたっての具体的な企画提案を行うこと。企画提案では特に下記の事項について明らかにすること。

(1) 過去の業務実績

PPP/PFI導入可能性調査やPPP/PFIのアドバイザー業務、その他PPP/PFIに関する調査・検討業務の実績のうち、コンセッション方式の検討など管理・運営に関するものや、MICE関連施設のもの等、特筆すべきものについて示すこと。

また、他都市におけるPPP/PFI手法等による管理・運営事例で、本業務を遂行する上で参考になるものについて、その特徴や課題と対応策・解決策を示すこと。

(2) 業務の執行体制及びスケジュール

本業務における執行体制、業務スケジュールについて示すこと。

なお、平成31年1月末までに別紙仕様書「4 提出書類」に示す(2)の関係書類提出を求めるため、これに留意して作成すること。

(3) 新MICE施設に関する考察

新MICE施設特有の条件（ホテルとの一体整備、札幌コンベンションセンターとの連携、運営実績がない新たな施設の開業から管理・運営）を踏まえて、その特徴や想定される運営上の課題、対応策・解決策等について、考えを示すこと。

また、示した考えを踏まえ、検討することが想定される事業の手法、類型を示すこと。

(4) 市場調査

市場調査を想定される調査対象者と調査手法について示すこと。

(5) 独自提案

「5 業務内容」に示す事項以外に調査・検討すべき事項や付加できる事柄がある場合は、その理由を付して提案すること。

7 参加資格

参加者は次の要件をすべて満たすこと。

ただし、下記(2)の要件を満たしていない場合であっても、その他の要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面を参加申込書と同時に提出することで、参加の申し込みを行うことができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 平成30～32年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 本業務において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (7) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

<札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者が提出する書面>

ア 申出書	(様式1)
イ 登記事項証明書	※ 登記は現在事項証明又は全部事項証明（写し可） ※ 参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表（直前2基分）	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書（市区町村税）	※ 本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの（写し可） ※ 参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

オ 納税証明書 (消費税・地方消費税)	※ 未納がない旨の証明書(その3の3)(写し可) ※ 参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
------------------------	---

8 参加手続きのスケジュール

(1) 日程

手続き	日程
企画提案の公募開始	平成30年7月2日
質問書の提出期限	平成30年7月10日 17時00分必着
質問書に対する回答	平成30年7月13日 【予定】
企画提案書等提出期限	平成30年7月23日 17時00分必着
参加資格の確認及び一次審査(書類審査)	平成30年7月24日 【予定】
二次審査(ヒアリング)	平成30年8月上旬 【予定】

(2) 提出書類

下記の提出書類について、企画提案書等提出期限(7月23日17時必着)までに担当部局へ持参又は郵送により提出すること。なお、提出された書類等は返却しない。

提出書類	数量	備考
ア 参加申込書	1部	・様式2
イ 上記7(2)の要件を満たさない場合は、上記7で定める必要書類	1部	
ウ 企画提案書	計15部	・A3横、左綴じ ・自由様式 ・片面印刷 ・3枚以内 ・企画提案者の団体名称を記載したもの(3部) ・企画提案者の団体名称を記載しないもの(12部)
エ 参考見積書	計15部	・自由様式 ・見積もりの根拠がわかるように記載 ・業務ごとの内訳金額、人工についても記載すること ・団体名称を記載しているもの(3部) ・団体名称を記載していないもの(12部)
オ 上記イ、ウのPDFデータ	一式	・記録媒体はCD又はDVD

(3) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、提出期限までに質問書(様式3)に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールにより提出すること。その際の電子メールの件名は「導入可能性調査プロポーザル(質問書)」とすること。

ア 質問書提出期限

7月10日(火)17時まで

イ 質問に対する回答

受理した質問書への回答は、回答日(7月13日予定)までに回答するとともに、企画

提案を募集するうえで広く周知すべきと判断されるものについては、質問及び回答の内容を、札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※電子メールの件名は「(団体名) 導入可能性調査プロポーザル (質問書)」とする。

9 選定方法

本プロポーザルにおいて、企画提案の内容は「新MICE施設 PPP/PFI 導入可能性調査業務企画競争実施委員会」(以下、「実施委員会」という。)の審査において、別紙「評価項目及び評価基準表」により総合的に審査し、最も優れた企画提案者を契約候補者に選定する。

ただし、審査の結果、企画提案者全てが最低基準点(総評価点の6割)に達しない場合、契約候補者を決せず、再度提案を募集することがある。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「7 参加資格」に基づき審査を行い、参加団体に通知する。

(2) 実施委員会によるヒアリングの実施

別に期日を定め、企画提案者によるプレゼンテーション及び評価委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 企画提案者側の出席者は各団体3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案当たり30分(企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答15分)を想定し、順次個別に行うものとする。

ウ 審査においては、提出書類及びヒアリングに基づき評価を行う。

エ 企画提案者が一者の場合、別途定める最低評価基準点(総合得点の6割)を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

オ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

(3) 選定結果の通知方法

選定の結果は、企画提案者全員に対して文書により通知することとする。

(4) その他

企画提案者の数によっては、一次審査(書類選考)を行う場合がある。

10 契約

契約については、選定された契約候補者と実施主体の間で詳細の交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案の内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「7 参加資格」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。なお、契約は実施主体と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を適用する。

11 契約後の支払い方法

支払いについては、業務完了の検査終了後(委託業務終了後)とする。

12 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき。

13 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本実施要領及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為を行った者。
- (3) その他、本実施要領等に定める手続き、方法等を順守しない者。

14 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

15 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

16 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各企画提案者に帰属する。なお、提出された企画提案は非公開とする。
- (2) 実施委員会が本プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画提案を実施委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案、その他本プロポーザルの実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

17 関連資料

- (1) 札幌MICE総合戦略（2015～2019）
<http://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/mice/senryaku.html>
- (2) （仮称）新MICE施設整備基本計画
<http://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/miceshisetsu.html>

18 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については企画提案者の負担とする。
- (2) 提出後の差し替え、変更、再提出及び追加を認めない。

(3) 本市が提出した資料は、本市の了解なく公表、使用することができない。

【担当】

札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課 浅元・山田

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階

電 話 011-211-2376 F A X 011-218-5129

電子メール kanko@city.sapporo.jp